

公正取引委員会「独占禁止法（私的独占）違反による排除措置命令」について

平成 21 年 2 月 27 日
株式会社イーライセンス
代表取締役 三野明洋

今回の公正取引委員会による「放送権」における「包括利用許諾契約」に関する「排除措置命令」において指摘されている問題点については、公正取引委員会・平成15年3月31日付「デジタルコンテンツと競争政策に関する研究会報告書」においても、新規参入を阻害する競争阻害要因となるとして、著作権等管理事業法の主旨である複数の管理事業者間における自由かつ公平公正な競争の促進を害する可能性が高いものと指摘され、早くから問題視されていました。

当社としましては、それから6年の年月が経過し出されたこの「排除措置命令」により、公平公正な競争が促進されるよう、社団法人日本音楽著作権協会が速やかに対処されることを期待します。

また、放送権とともに、業務用通信カラオケ、貸レコードなど他の利用形態においても同様の「包括利用許諾契約」が締結され、競争阻害要因となっているおそれがあります。

このような他の支分権・利用区分においても、今後、公平公正な競争市場が早期に形成されることを願っています。

以上